

施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分が公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限る。）については、当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の全部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 売買による所有権の移転の登記 千分の十
- 二 所有権の信託の登記 千分の二

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に登録免許税法別表第一第一号(十二)ロ(3)又は二(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 売買による所有権の移転の登記 千分の五
- 二 所有権の信託の登記 千分の二

3 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(十二)ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、千分の二とする。

施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分が公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限る。）については、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の全部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。

（不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例）

第七十二条 個人又は法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産について次の表の上欄に掲げる登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利	千分の一

その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮	千分の〇・五

登記	
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五

2

前項の場合において、登録免許税法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の五

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に伴い受ける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当す

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の二・五
所有権の信託の登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の〇・五

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に伴い受ける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当す

る金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。
一〇四 省 略

(農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 省 略

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八条 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項各号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八条第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

(漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二

る金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。
一〇四 同 上

(農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 同 上

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八条 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項各号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八条第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二

農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下この項及び第三項において「再編強化法」という。)

第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡若しくは同条第一項第一号に規定する特定農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合又は当該信用農業協同組合連合会が、平成十四年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合には、これらの不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合に次に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 所有権の移転の登記 千分の二

ロ 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

ハ 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

二 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合 千分の一・五

2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の四

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二

三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

3 前項の場合において、農業協同組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月

漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の四
 - 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二
- 三 五 省 略

2 漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第十三号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から平成二十年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の二
 - 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一
- 三 省 略

- 3 省 略
- 4 省 略

三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

- 4 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の二
 - 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一
- 三 五 同 上

5 漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第十三号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から平成十八年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一
 - 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の〇・五
- 三 同 上

- 6 同 上
- 7 同 上

（特定の漁船等の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十九条 漁業を営む者が漁業に従事することを目的として漁業再整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成

十八年三月三十一日までの間に建造し、又は取得する漁船（財務省令で定めるものに限る。）で、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する改善計画に基づいて建造し、又は取得するものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、これらの登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の三とし、所有権の移転の登記にあつては千分の十八とする。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する者が建造する同項に規定する漁船の建造のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又は当該漁船の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受ける当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

3 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「海上運送事業者」という。）が平成十一年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に建造する海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この項及び次項において「国際船舶」という。）で事業の用に供されたことのないもの又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から取得する国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

4 海上運送事業者が、前項に規定する期間内に、建造し、又は取得する同項に規定する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

（勧告等によつてする登記の税率の軽減）

（勧告等によつてする登記の税率の軽減）

第七十九条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社^イの設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の五

二 合併による株式会社^ロの設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の五）

三 分割による株式会社^ハの設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の五）

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受^ニの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）

イ 又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

ロ 不動産の所有権の取得 千分の十六

イ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の三

ロ 省略

2 前項の場合において、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にされた同項の勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項に関する

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有^イ限会社の設立又は資本金の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の三・五

二 合併による株式会社又は有^ロ限会社の設立又は資本金の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五）

三 分割による株式会社又は有^ハ限会社の設立又は資本金の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五）

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の増加又は事業に必要な資産の譲受^ニの場合における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の二十三

イ 又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

ロ 同上

イ 不動産の所有権の取得 千分の三

五 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

る登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の五」とあるのは「千分の三・五」と、同項第四号中「千分の十六」とあるのは「千分の十四」と同項第五号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」とする。

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)の施行の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日(当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期)から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 株式会社の設定又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の二・五
- 二 合併による株式会社の設定又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五)
- 三 分割による株式会社の設定又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五)

四 法人の設定、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の二 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)の施行の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間に受けたものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日(当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期)から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 株式会社又は有限会社の設定又は資本の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の二・五
- 二 合併による株式会社又は有限会社の設定又は資本の増加 千分の一(それぞれ資本の額又は合併により増加した資本の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額(当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円)を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五)
- 三 分割による株式会社又は有限会社の設定又は資本の増加 千分の一(それぞれ資本の額又は分割により増加した資本の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五)

四 法人の設定、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合

けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）

イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十四

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ・ロ 省略

2 省略

3 第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本金の額の増加の登記を受けるときについて準用する。

4 省略

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。第三項において同じ。）が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ・ロ 同上

2 同上

3 第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本金の額の増加の登記を受けるときについて準用する。

4 同上

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。第三項において同じ。）が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
千分の二・五

二 合併による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一・五

五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

2・3 省略

（農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減）

第八十条の三 農林中央金庫が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この条において「再編強化法」という。）（第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（農林中央金庫、当該信用農業協同組合連合会及び農業協同組合（以下この項において「農林中央金庫等」という。）が組織の再編成を行う場合において、農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下この条において「農林中央金庫等業務健全基準」という。）を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず

一 株式会社の設立又は資本金の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
千分の二・五

二 合併による株式会社設立又は資本金の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額を超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

三 分割による株式会社設立又は資本金の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一・五

五 法人の設立、資本金若しくは出資金の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

2・3 同上

ず、千分の一・五とする。ただし、当該農林中央金庫及び当該信用農業協同組合連合会が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

2 再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、同項第一号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該信用農業協同組合連合会及び当該特定農業協同組合が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

3 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二・五とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条

の間、新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 千分の八
 - 二 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転 千分の四
 - 三 先取特権、質権又は抵当権の移転 千分の一・四
 - 四 根抵当権の法人の分割による移転 千分の一・四
- 2 前項の場合において、株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得したときと同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の八」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第三号及び第四号中「千分の一・四」とあるのは「千分の一・二」とする。
- 3 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により次の表の各号の上欄に掲げる権利を取得した場合には、当該権利に関する各号の中欄に掲げる事項について受ける登記又は登録（以下この項において「登記等」という。）に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記等を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

--	--

株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割により次の表の各号の上欄に掲げる権利を取得し、当該権利に関する各号の中欄に掲げる事項について登記又は登録（以下この項において「登記等」という。）を受ける場合には、当該登記等に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記等を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

「 不動産に関する権 利	所有権の移転	千分の二
	地上権、永小作権、賃借権又は採石権 の移転	千分の一
	先取特権、質権又は抵当権の移転	千分の一
	根抵当権の法人の分割による移転	千分の一

五 意匠権	四 実用新案権	三 特許権	二 ダム使用権	一 船舶に関する権利	所有権の移転	根抵当権の移転	根抵当権の法人の分割による移転	ダム使用権の移転	根抵当権の法人の分割による移転	根抵当権の移転	所有権の移転	
					意匠権の移転	又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転	又はこれらの権利若しくは通常実施権の移転	又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転	又はこれらの権利若しくは通常実施権の移転	又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転	又はこれらの権利若しくは通常実施権の移転	又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転
一件につき 六千円	一件につき 二千円	一件につき 九千円	一件につき 二千円	一件につき 二千円	一件につき 九千円	一件につき 二千円	一件につき 二千円	一件につき 二千円	一件につき 二千円	一件につき 二千円	一件につき 六千円	一件につき 六千円

六 同上	五 同上	四 同上	三 同上	二 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
					同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一件につき 三千円	一件につき 五百円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円	一件につき 三千円

九 鉱業権又は租鉱権 (砂鉱を目的とする ものを除く。以下こ の号において同じ。)	六 商標権		七 回路配置利用権		八 育成者権		九 鉱業権又は租鉱権 (砂鉱を目的とする ものを除く。以下こ の号において同じ。)	
	専用実施権若しくは通常実施権の移転 又はこれらの権利若しくは意匠権を目 的とする質権の移転	商標権の移転	専用使用権若しくは通常使用権の移転 又はこれらの権利若しくは商標権を目 的とする質権の移転	回路配置利用権の移転	専用利用権若しくは通常利用権の移転 又はこれらの権利若しくは回路配置利 用権を目的とする質権の移転	育成者権の移転	専用利用権若しくは通常利用権の移転 又はこれらの権利若しくは育成者権を 目的とする質権の移転	試掘権の移転
一個につ き五万四 千円	一個につ き二万七 千円	一件につ き六千円	一件につ き六千円	一件につ き二千円	一件につ き六千円	一件につ き二千円	一個につ き二万七 千円	

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一個につ き一万八 千円	一個につ き九千円	一件につ き三千円	一件につ き三千円	一件につ き千五百 円	一件につ き千五百 円	一件につ き千五百 円	一個につ き九千円	一個につ き一万八 千円

		十一 特定鉱業権		十 砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。）				
租鉱権の移転	砂鉱権の移転	採掘権の移転	採査権の移転	砂鉱権の移転	採掘権の移転	採査権の移転	租鉱権の移転	千円
一個につき 五 千 四 百 円	一個につき 九 千 円	一個につき 六 千 五 百 円	一個につき 六 千 五 百 円	一個につき 九 千 円	一個につき 六 千 五 百 円	一個につき 六 千 五 百 円	一個につき 五 千 四 百 円	千円

		十二 同上		十一 同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	千円
一個につき 八 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 四 千 五 百 円	一個につき 八 百 円	千円

十二 漁業権又は入漁権				
漁業権の移転	漁業権の持分の移転	入漁権の移転	入漁権の持分の移転	先取特権又は抵当権の移転
一件につき き五千四百 百円	一件につき き二千円	一件につき き三千円	一件につき き二千円	一件につき き二千円

- 4) 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の四
 - 二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の二

十三 同上				
同上	同上	同上	同上	同上
一件につき き千八百 円	一件につき き千五百 円	一件につき き千五百 円	一件につき き千五百 円	一件につき き千五百 円

- 2) 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の一
 - 二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の〇・五

- 3) 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十二条第二項の規定の適用

5 前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行ったときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

6 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、第四項第一号又は第二号に掲げる仮登記がされている不動産について、当該仮登記に基づきその所有権、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行った日から三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第十七条第一項の規定にかかわらず、当該不動産についての当該登記の第一項第一号又は第二号に定める割合から次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合を控除した割合とする。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の登記 千分の四
二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転の登記 千分の二

7 前項の場合において、株式会社が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行ったときにおける同項の規定の適用については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

8 株式会社が、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

については、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

4 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の三第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第五号、第八十条の二第一項第五号並びに第八十条の三第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

9 株式会社が、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

10 株式会社が、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 関西国際空港株式会社等が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社の資本金の額の増加

二 省略

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 関西国際空港株式会社等が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社の本額の増加

二 同上

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行の日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、